解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年十二月十五日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十一日

広島市中区大手町四丁目六番一六号
広島市沼田町伴土地区画整理組合
代表清算人　安田　恭明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月十三日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、平成二十九年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十一日

宮城県石巻市南中里三丁目一二番二〇号
医療法人丸中外科胃腸科医院
清算人　渡邉　和子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十一日

東京都品川区西大井三丁目一六番二五号
コートハウス山王管理組合法人
清算人　草場　博幸

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月十五日渋谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十一日

東京都渋谷区渋谷一丁目一番一六号若草ビルB館二階株式会社清水事務所内
セントラル美竹マンション建替組合
代表清算人　若林　健一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年十二月八日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十一日

和歌山県紀の川市西大井三三八番地
紀の川市土地開発公社
清算人　服部　恒幸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年十二月一日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十一日

鹿児島県南さつま市大浦町一〇九四七番地一
清算法人大浦町大浦土地改良区
代表清算人　窪　修一

配当公告

秋田県鹿角市花輪字上花輪一六九番地
破産者　合資会社田村商店
右の者に対する秋田地方裁判所大館支部平成二十八年（フ）第三六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一一七、九二五、一八九円
一、配当することのできる金額
金一八、五六七、〇〇〇円

平成三十年一月十一日

秋田県大館市赤館町二番三号
破産管財人弁護士　山口　謙治

配当公告

滋賀県大津市大平一丁目一番一号滋賀刑務所収容中、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区竹田向代町一三八京都拘置所収容中
破産者　**西山**　正彦

右の者に対する京都地方裁判所平成二十八年（フ）第一〇四号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四三、一九八、七一九、九八三円
一、配当することのできる金額
金五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

平成三十年一月十一日

大阪市中央区北浜一丁目八番一六号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業
破産管財人　森本　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡京極町字三崎九二番地、最後の住所北海道虻田郡京極町字京極六七八番地
被相続人　亡　林　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

北海道虻田郡倶知安町南一条東二丁目四番地七ベルウッドビル三階　倶知安ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　恵介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市鬼柳町卯の木三五番地一、最後の住所岩手県北上市鬼柳町卯の木五三番地一
被相続人　亡　舘川　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

岩手県花巻市大通り一―五―二　二階あんざわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安澤裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市金沢町二丁目四番、最後の住所茨城県日立市金沢町二丁目四番一七号
被相続人　亡　小木　政秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市御幸町一四九番地二〇、最後の住所栃木県宇都宮市下田原町一七四五番地一〇
被相続人　亡　小池三喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

栃木県宇都宮市滝谷町一一番一四号　弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川六丁目四〇番地、最後の住所東京都北区滝野川三丁目一番三号
被相続人　亡　村田　正充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十一日

事務所東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上村　哲史

債務引受に係るお知らせ

西日本高速道路株式会社第35回及び第36回社債の債権者各位

西日本高速道路株式会社第35回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第36回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十九年十二月二十八日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、西日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成三十年一月十一日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣直**

大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成